

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成25年10月29日  
【会社名】 ナノキャリア株式会社  
【英訳名】 NanoCarrier Co., Ltd.  
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 中富一郎  
【本店の所在の場所】 千葉県柏市柏の葉五丁目4番地19  
【電話番号】 04-7169-6550  
【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼社長室長 中塚琢磨  
【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋三丁目2番2号  
【電話番号】 03-3548-0217  
【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼社長室長 中塚琢磨  
【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式  
【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 1,621,998,000円  
(注) 募集金額は、発行価額の総額であります。  
該当事項はありません。  
【安定操作に関する事項】  
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年10月7日付をもって提出した有価証券届出書並びに平成25年10月11日付及び平成25年10月21日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成25年10月29日に臨時報告書及び臨時報告書の訂正報告書を提出したことにより、当該臨時報告書及び臨時報告書の訂正報告書を参照書類に追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_箇で示してあります。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第17期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月26日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月9日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年10月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月27日に関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年10月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成25年9月30日に関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年10月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成25年10月7日に関東財務局長に提出

（注）なお、発行価格等決定日に本5の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

#### 6【訂正報告書】

訂正報告書（5の臨時報告書の訂正報告書）を平成25年10月11日に関東財務局長に提出

（訂正後）

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第17期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月26日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月9日関東財務局長に提出

### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年10月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月27日に関東財務局長に提出

### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年10月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成25年9月30日に関東財務局長に提出

### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年10月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成25年10月7日に関東財務局長に提出

(注)の全文削除

### 6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年10月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成25年10月29日に関東財務局長に提出

### 7【訂正報告書】

訂正報告書（5の臨時報告書の訂正報告書）を平成25年10月11日、平成25年10月21日及び平成25年10月29日に関東財務局長に提出